

平成26年改正の概要 （不定期刑関係）

平成26年改正の概要（不定期刑関係）

【少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十二条の規定】

改正後	改正前
<p>第五十二条 少年に対して<u>有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、処断すべき刑の範囲内において、長期を定めるとともに、長期の二分の一（長期が十年を下回るときは、長期から五年を減じた期間。次項において同じ。）を下回らない範囲内において短期を定めて、これを言い渡す。この場合において、長期は十五年、短期は十年を超えることはできない。</u></p> <p>2 前項の短期については、<u>同項の規定にかかわらず、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の二分の一を下回らず、かつ、長期の二分の一を下回らない範囲内において、これを定めることができる。</u>この場合においては、刑法第十四条第二項の規定を準用する。</p> <p>3 刑の執行猶予の言渡をする場合には、前二項の規定は、これを適用しない。</p>	<p>第五十二条 少年に対して<u>長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、その刑の範囲内において、長期と短期を定めてこれを言い渡す。但し、短期が五年を越える刑をもって処断すべきときは、短期を五年に短縮する。</u></p> <p>2 前項の規定によつて言い渡すべき刑については、<u>短期は五年、長期は十年を越えることはできない。</u></p> <p>3 刑の執行猶予の言渡をする場合には、前二項の規定は、これを適用しない。</p>

【改正の要点】

1. 不定期刑の適用要件

少年に対して有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、不定期刑を言い渡さなければならないこととされた。

〔改正の理由〕

不定期刑は、少年について、人格が発達途上で可塑性に富み教育による改善更生の効果がより期待できることから、教育的配慮に基づき導入されたものであることからすると、処断刑が長期3年以上の有期の懲役又は禁錮となる場合に限られず、有期の懲役又は禁錮の実刑を科される全ての場合に適用することが相当である。

2. 不定期刑の長期及び短期の定め方

不定期刑の短期について、長期が10年以上のときは長期の2分の1を下回らない範囲内、長期が10年を下回るときは長期から5年を減じた期間を下回らない範囲内において定めなければならないこととされた。

〔改正の理由〕

不定期刑における長期及び短期について、

- あまりにも両者の幅が大きくなると、裁判所が被告人の受ける不利益の程度を画するという機能が十分に発揮できなくなる
- 短期について、行為責任の観点から、長期に比してあまりにも短い期間とすることは相当でない

ことから、長期及び短期の定め方を規定することが必要である。

3. 不定期刑の長期及び短期の上限の引上げ

不定期刑の長期及び短期の上限について、それぞれ15年及び10年に引き上げ、少年に対して科すことのできる最も重い有期刑は10年以上15年以下の懲役とされた。

〔改正の理由〕

少年に対して科すことのできる最も重い有期刑が5年以上10年以下の懲役とされていたことについて、

- 無期刑と有期刑の上限との間には大きな乖離があり、科刑上の断絶がある
- 主犯者たる少年と従属的立場の成人との共犯事件において、成人に対する刑と少年に対する刑との間に不均衡がある

などの指摘があり、このような問題を指摘する裁判例も存在することから、裁判所の量刑の選択肢を広げることによって、少年が犯した行為に応じ、より適正な量刑を可能とすることが必要である。

4. 不定期刑の短期についての特則

少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、不定期刑の短期について、処断刑の短期の2分の1を下回らず、かつ、長期の

2分の1（長期が10年を下回るときは5年を減じた期間）を下回らない範囲内で、処断刑の下限を下回る期間を定めることができることとされた。

〔改正の理由〕

不定期刑の短期は、基本的には処断刑の範囲内において決定されるべきものであるが、少年が可塑性に富むことを踏まえれば、処断刑の下限を下回る期間で改善更生したと認められ、かつ、行為責任の観点からもそのような期間において刑の執行を終了させることが許容される場合もあり得る。

そして、このような場合について、酌量減輕などにより処断刑を短縮しなければならないとすると、行為責任まで軽くなったという誤った評価を行うことになるとともに、適切に長期を決せられない場合が生じ得るし、このような特則を設けなければ、処断刑の下限を長期として定めると、短期を定めることができなくなってしまうという問題がある。